

訪問看護医療情報連携加算について

2026 年の診療報酬改定で、訪問看護医療情報連携加算が新設されました。

当訪問看護ステーションでは、関係する医療機関や介護事業所等と ICT(情報通信技術)を用いて連携し、質の高い医療の提供を行います。

これにより、訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に 2026 年 6 月より加算します。皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

対象者 医療保険で訪問看護を利用する方

加算額 訪問看護医療情報連携加算 1,000 円/月(自己負担一割の場合 100 円/月)

訪問看護医療情報連携加算にかかる揭示

- 1.診療情報等について連携機関と ICT(情報通信技術)を用いて共有し、常に確認できる体制を有しています。
- 2.医療関係職種などにより記録された医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

【主な連携機関】

保険医療機関(一部抜粋)

- ・みらい在宅クリニック本院、港南、金沢、戸塚
- ・ホームケアクリニック横浜港南
- ・港南台在宅クリニック
- ・おむすび診療所
- ・横浜保土ヶ谷クリニック港南台院

当事業所では、多職種と綿密に連携し、利用者様に安全で安心な在宅療養をお届けできるよう努めてまいります。

2026 年 6 月

済生会南部訪問看護ステーション